

令和3年11月12日

ご家族様へ

医療法人至誠会
長岡保養園 院長

面会制限の継続について（お願い）

新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置は、令和3年9月30日をもって全都道府県で解除されました。しかしながら、ご利用者の感染防止を第一に考え、病棟への立ち入り、面会制限を継続させていただくことと致しました。年末年始に向けての第6波や季節性インフルエンザの流行期と重なること等を鑑みて、当院の感染対策委員会で検討し判断をさせていただきました。（但し、病院が面会の必要があるとした場合は除きます。）

なお、ご面会は引き続きオンラインでのご利用をお願いいたします。

ご利用者、ご家族の皆様方にはご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解ご協力くださいますようお願い申し上げます。

※ 病状説明、洗濯物の受け渡し、他医療機関への受診の送迎等で来院される場合には、かぜ症状がないことを確認し検温のうえ、ご自宅からマスク着用にてお越しください。

お問い合わせ先
長岡保養園 医事課 北原
看護部 大石
0258-32-4040（代表）